

審判部規則

- 第 1 条 この規則は一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「日本連盟」という）専門部・専門委員会組織規則第13条に基づいて審判部に関する規定を定める。
- 第 2 条 この部は理事会の決議に基づき、次の事項を処理する。
- 1 審判技術の向上
 - 2 競技規則の研究及び改訂
 - 3 大会における審判委員の指名及び割当て
 - 4 地域連盟で決定された審判長の承認、その他審判員に関する事項
- 第 3 条 この部に次の部員を置く。
- 部長 1名
委員 若干名
但し審判部から必要に応じ副部長を指名することができる。
- 第 4 条 部長は理事会が推挙し会長が委嘱する。副部長、部員および地域連盟審判長は審判部、地域連盟が推挙し部長が委嘱する。
- 第 5 条 部会には審判部会がその決議によって認めたもののみ参加できるものとする。
- 第 6 条 地域連盟の審判長はこの部会の指導に基づき、その地域連盟所属の審判員の技術の向上を図る。
- 第 7 条 この規則は部会の議決によって変更することができる。
- 附則 この規則は平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この規則は平成31年2月10日から改定施行する